

北海道公立大学法人札幌医科大学において取得する株式等の取扱いに関する規程（令和6年12月5日規程第67号）

（趣旨）

第1条 この規程は、北海道公立大学法人札幌医科大学（以下「本学」という。）における札幌医科大学発認定スタートアップから本学の研究成果に係るライセンス等の対価として取得する株式等の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 株式等 株式及び新株予約権をいう。
- (2) 札幌医科大学発認定スタートアップ（以下「認定スタートアップ」という。）
北海道公立大学法人札幌医科大学における大学発スタートアップの認定に関する規程（以下「認定規程」という。）第2条に規定する大学発スタートアップであり、認定規程第7条の認定を受けたものをいう。
- (3) ライセンス等 本学が所有する知的財産の譲渡、提供、実施権の設定、又は実施許諾若しくは利用許諾をいう。

（株式等の取得）

第3条 本学は、ライセンス等の対価として株式等による支払の申出を認定スタートアップから受けた場合において、当該認定スタートアップが次の各号のいずれかに該当するときは、ライセンス等の対価の全部又は一部を株式等で取得することができる（以下、第4条に基づき予約権を行使して取得した株式を含め、本学が取得した株式等を「取得株式等」という。）。

- (1) ライセンス等の対価に相当する現金を保有していないとき。
- (2) ライセンス等の対価を現金で支払うことによって資金繰りに窮すると認められるとき。
- (3) ライセンス等の対価を現金で支払うことが経営に重要な影響を及ぼすと認められるとき。
- (4) その他前各号に相当するものと理事長が認めたとき。

（新株予約権の行使等）

第4条 本学は、取得株式等が新株予約権である場合であって、当該新株予約権の行使が可能となったときは、速やかに新株予約権を行使し、株式を取得するものとする。ただし、新株予約権の行使価額が当該新株予約権の目的である株式の売却価格を上回ると見込まれるときは、当該新株予約権を行使しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、新株予約権の行使前に、本学が取得した新株予約権を発行した認定スタートアップの吸収合併等により第三者から当該新株予約権の買取の申出が

あったときは、当該新株予約権を譲渡することができる。ただし、当該新株予約権に譲渡制限が付されている場合であって、譲渡の承認を得ていないときは、この限りでない。

3 新株予約権の行使期間満了までに前2項本文に規定する新株予約権の行使若しくは譲渡が見込めない場合、株式の売却価格が当該新株予約権の行使価額を上回ることが見込めない場合又は認定規程第19条第1項各号のいずれかに該当する場合は、当該新株予約権の売却、行使又は放棄等を行うことができる。

4 本学と認定スタートアップは、新株予約権の行使等に関する契約を別途締結する。
(株式の取扱い)

第5条 取得株式を換金することが可能となったときには、速やかに売却するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する特別の事情がある場合は、当該特別の事情がなくなるまでの期間に限り、株式を保有することができるものとする。

(1) 取得株式の換金が可能となったときにおいて、当該株式の価格がライセンス等の対価に相当しないものであること(新株予約権の行使後に当該株式の価格が下落した場合を含む。)

(2) 当該認定スタートアップの株式が上場されたときにおいて、本学が保有する株式を売却することにより当該株式の価格の急激な下落を招くおそれがあること。

(3) その他特段の事情により株式を保有する必要があること。

2 取得株式等に係る会社法(平成17年法律第86号)第105条第1項第1号に規定する剰余金の配当を受ける権利、同項第2号に規定する残余財産の分配を受ける権利その他の当該認定スタートアップから経済的利益を得ることを目的とする権利以外の権利は、原則として行使しないものとする。ただし、当該権利を行使しないことにより、当該認定スタートアップが不利益を受ける場合にあっては、この限りでない。

(審査)

第6条 理事長は、第3条、第4条及び第5条第1項に規定する株式等の取得、新株予約権の行使及び株式の取扱い(以下「株式の取扱い等」という。)について、認定規程第4条に規定する札幌医科大学発スタートアップ認定審査委員会(以下「委員会」という。)に株式の取扱い等の審査を付議するものとする。

2 委員会は、前項の審査に当たっては、株式等の発行者の財務状況、事業計画その他必要事項を考慮し、各条の該当性の有無を判断し理事長に報告する。なお、委員会は、当該審査のため、当該認定スタートアップに対して必要事項の聴取及び資料の提供を求めることができる。

3 理事長は、前項の規定による報告を踏まえて、株式の取扱い等を決定する。

4 その他委員会に関する事項は、認定規程の規定を準用する。

(インサイダー取引等の防止)

第7条 株式等の売却に当たっては、当該認定スタートアップ等に関与する役員、職員等に対して、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第166条第2項に規定する重要事実の知覚状況を調査・確認し、適正に行うものとする。

(発明補償金)

第8条 ライセンス等の対価として株式等を取得したときにおいて、当該ライセンス等に係る発明等を行った者に対し支払う発明補償金については、札幌医科大学教職員の勤務発明等に係る収入配分要領(平成29年12月1日改正)第3条に規定する割合により算出した額とする。この場合において、「収益を得たとき」とは、「株式等を取得した後、当該株式等を換金し収益を得たとき」と読み替えるものとする。

(管理)

第9条 附属研究連携推進機構は、取得株式等を発行した認定スタートアップの株式が国内外の金融商品取引所に上場されるまでの間、当該株式等を管理する。

2 前項の場合において、認定スタートアップの株式が国内外の金融商品取引所に上場される事実が公表されたときは、取得した株式等に係る保有及び管理を、上場日の前日までに事務局経営企画課財務室に移管する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、株式等の取扱いに関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和7年1月1日から施行する。

附 則 (令和7年3月24日規程第19号)

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則 (令和8年6月25日規程第44号)

この規程は、令和8年7月1日から施行する。